長崎県被爆80年事業補助金募集要項

- 〇受付期限 令和7年4月14日(月) 午後5時必着
- 〇審査申込書の郵送先 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県文化観光国際部国際課 長崎県被爆80年事業補助金担当 TEL 095 (895) 2083
- ○審査申込書類等の提出方法 郵送または直接持参
 - ※申請様式は、下記ホームページからダウンロード可能です。 (長崎県 文化観光国際部ホームページ)

https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/715429.html

長崎県文化観光国際部 国際課

1. 事業の目的

核兵器のない世界を実現するため、次期SDGsに核兵器廃絶が位置付けられることを目指し、ノーベル平和賞の受賞団体や世界規模の大会を開催するなど世界的に著名な団体やその支援を受けた世界に対して発信力の高い団体等が、県内において行うイベント等の取組に要する経費の一部を支援し、被爆80年の節目の年に、被爆地から国内外に向けた平和発信を強化し、核兵器廃絶を求める機運醸成や被爆者なき次代を担う平和人材育成を促進する。

2. 補助対象者

次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられることに賛同するノーベル平和賞の受賞団体や世界規模の大会を開催するなど世界的に著名な団体やその支援を受けた発信力の高い団体等とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- ①宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下に ある団体等
- ②法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

3. 補助対象事業

以下の全ての項目を満たす取組が対象となります。

- ①国内外に向けた平和発信を行う核兵器廃絶を求める機運醸成や次代を担う平和 人材育成等に資するイベント等でこの補助金の趣旨に沿った取組であること
- ②県内で実施される取組であること
- ③国や市民社会に対して影響力がある人達を対象に含んだ取組であること
- ④県民を対象とした取組を含むこと
- ⑤延べ300名以上の参加人数が見込める取組であること
- ⑥長崎県被爆80年事業を掲げ実施される取組であること
- ⑦補助対象経費が100万円以上の取組であること

4. 補助金額、補助対象経費

- ○補助金額
 - 1補助事業者あたり100~250万円とする。

なお、審査申込件数や実施内容、採択等の状況を踏まえ、予算の範囲内で知事が 定める金額とする。

○補助対象経費

補助事業で実施するイベント等にかかる以下の経費を対象とする。

- (1)外部から招聘する登壇者(講師やパネリスト等)の謝金及び旅費
- (2) 会場使用料
- (3) 広報費
- (4) 涌訳 翻訳費
- (5) WEB配信費
- (6)消耗品費
- (7) 印刷製本費
- (8) レンタル費
- (9) 外注費

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- 国又は他自治体が補助、負担等する経費
- 補助対象経費にかかる契約申込み等から、契約、履行、支払いまでの手続きが令和8年2月27日までに完了していない取引に係る経費
- 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区別できない経費
- 申請企業が支払いを行っていない経費
- 帳票類の整備に不備がある取引に係る経費
- 消費税及び地方消費税
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- その他、県が本補助事業の趣旨に沿わないと判断する経費

5. 審査申込手続き等

(1) 審査申込書の郵送先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県文化観光国際部国際課 長崎県被爆80年事業補助金担当あて

※ 特定記録郵便やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送して ください。

郵送に併せて、ウェブサイトに掲載している申請様式(エクセルファイル)を、メールに添付して送付してください。 メールアドレス:s38050@pref.nagasaki.lg.jp 件名は以下のとおりとしてください。 【審査申込書(団体名等)】長崎県被爆80年事業補助金

(2)審查申込受付期限

令和7年4月14日(月) 午後5時必着 申込状況により、受付期間を延長する場合があります。

(3)提出書類

- ①審査申込チェックリスト
- ②審査申込書(様式第1-2号)
- ③事業計画書(様式第2号)
- ④収支予算書(様式第3号)
- ⑤団体概要書(様式第4号)
- ⑥誓約書(様式第5号)
- ⑦団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの
- ⑧団体の役員名簿
- ⑨イベント実施要領(企画書など概要のわかるもの)
- 10 その他
 - ※ 以上のほか、必要に応じ追加資料等の提出をお願いすることがあります。
 - ※ 提出いただいた書類は返却しません。

(4)審查方法等

ア 補助事業者の選定は、提出された事業計画等の内容について、外部有識者を含む審査委員会における審査を実施し、予算の範囲内で採択します。

イ 審査委員会は、非公開とします。

ウ 審査基準

審查項目	審查基準・視点等	配点
1. 全体の方向性	補助金の趣旨及び目的を十分に理解した取組となっているか。	10
2. 事業内容	核兵器廃絶を求める機運醸成や次代を担う平和人材育成 等に資する効果的な内容となっているか。	30
3. 発信力、人材育成	・核兵器廃絶に向けて広く国内外に平和発信可能な団体 又は取組となっているか。 ・国や市民社会に対して影響力がある人達を対象に含み、 事業後の発信の広がりが期待できるか。 ・核兵器廃絶に向けた平和人材育成等に資する効果的な 内容となっているか。	40
4. 実績及び知見等	類似事業の実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	10
5. 実施体制等	事業の実施にあたり、信頼できる実施体制、スケジュール が確保されているか。	10
合計		100

工 採択必須条件

- ①上記2. 補助対象者及び3. 補助対象事業に記載の項目を全て満たしていること
- ②合計点が60点以上であること

6. その他

(1) 事前着手承認申請

交付決定前に事業に着手したものは、原則として、補助対象としません。ただし、あらかじめ事前着手承認申請書(様式第1-1号)を知事に提出し、その承認を受けたときは、この限りではありません。

(2) 交付申請

補助金の採択決定通知を受けた者は、令和7年4月23日(水)までに補助金の交付申請書を提出しなければなりません。

(3) 実績報告

事業完了から30日以内又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

(4) 事業成果等の確認

補助事業の成果については、実績報告により県へ提出してもらうほか、必要に応じてデータ等の提出等に協力をしていただきます。

また、翌年度以降、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

【問い合わせ先】

長崎県文化観光国際部国際課 「長崎県被爆80年事業補助金」担当 TEL 095(895)2083 メールアドレス s38050@pref.nagasaki.lg.jp